

# 宇佐市公共施設等総合管理計画

## 個別施設計画

### (供給処理施設)

2021年(令和3年)3月

宇佐市

#### 所管課

- 1 清掃事業局業務第一課
- 2 清掃事業局業務第二課
- 3 商工振興課
- 4 土木課

## 目次 供給処理施設

### 第1章 概要

ページ数

|            |   |
|------------|---|
| (1)目的      | 3 |
| (2)対象施設    | 3 |
| (3)計画期間    | 3 |
| (4)計画の進行管理 | 3 |

### 第2章 公共施設等の現況

|                   |    |
|-------------------|----|
| (1)施設の概要          | 7  |
| (2)利用状況           | 9  |
| (3)施設の状態          | 11 |
| (4)施設の管理・運営に要する経費 | 13 |

### 第3章 施設区分マネジメント方針

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1)施設の役割                       | 17 |
| (2)現状と課題                       | 17 |
| (3)今後の施設のあり方                   | 18 |
| (4)施設の維持管理コストの縮減及びPPP(官民連携)の推進 | 18 |
| (5)施設の最適化                      | 18 |
| (6)施設の状況を踏まえた、今後の施設の管理方針       | 19 |
| (7)施設の今後の対策・取り組み予定の内容          | 21 |

## 第1章 概要



## (1) 目的

本計画は、2016年(平成28年)3月に策定した「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設区分ごとに具体的方針を示すものです。

## (2) 対象施設

本計画は、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に定める「供給処理施設」の施設区分の全ての施設を対象とします。

## (3) 計画期間

計画期間は2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までです。

ただし、社会情勢等により変更が生じた場合は、都度見直しを行い、宇佐市公共施設等総合管理計画推進委員会で調整の上、本計画へと反映させるものとします。

## (4) 計画の進行管理

今後は、本計画に基づき、毎年度PDCA管理して計画の進捗管理を図ることにより、施設の見直しや計画的な改修等に努めていきます。



## 第2章 公共施設等の現況

○施設の延べ床面積や建築年月日といった概要や利用者数等、施設の現況について整理しています。





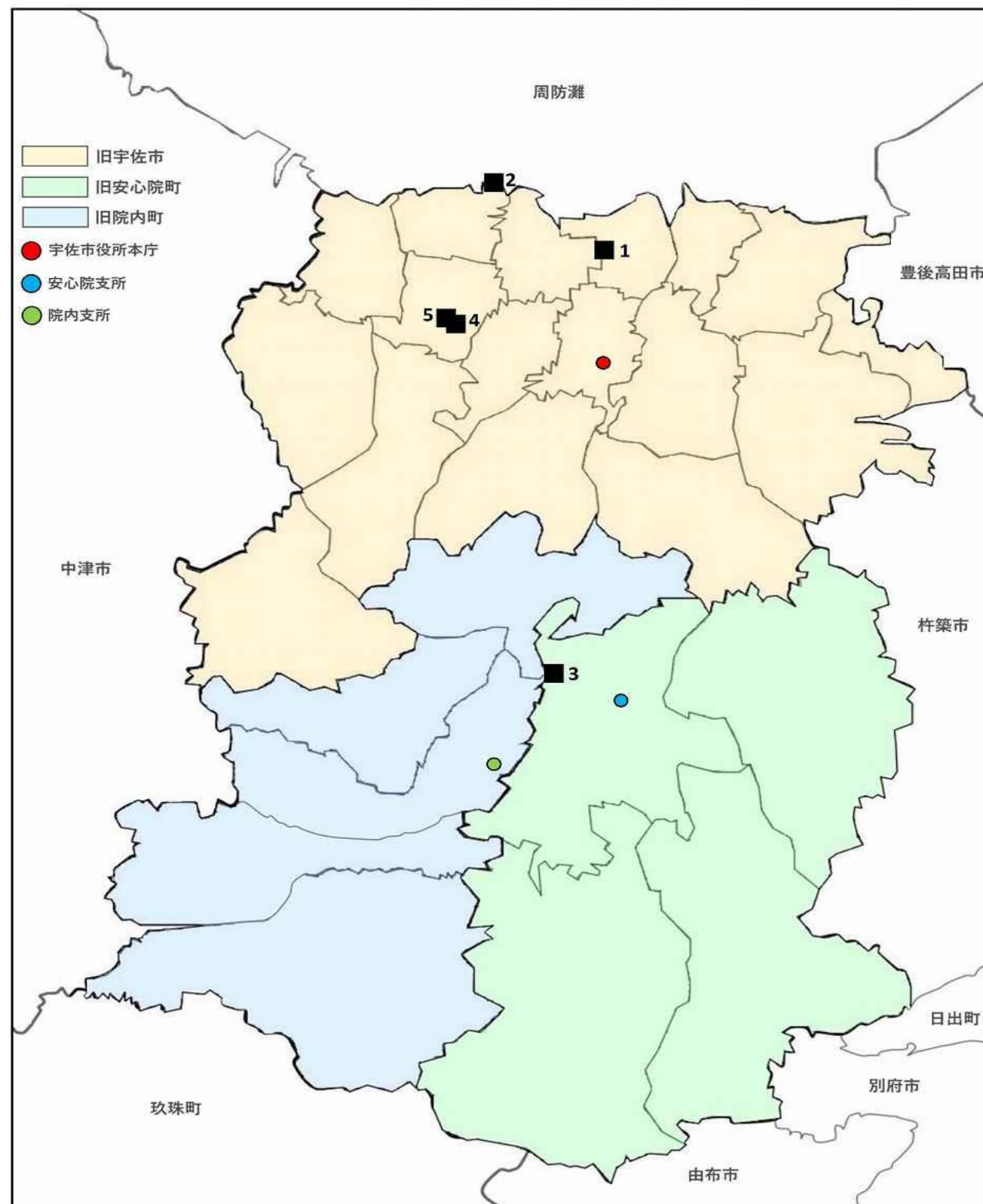
## (1) 施設の概要

| 番号 | 施設名称        | 施設区分   |        | 所管課            | 建築年        | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 代表建物構造     | 小学校区 | 避難所指定 | 備考 |
|----|-------------|--------|--------|----------------|------------|-----------------------|------------|------|-------|----|
| 1  | 環境衛生センター    | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 清掃事業局<br>業務第一課 | 平成11年3月10日 | 3,706.00              | 鉄筋コンクリート   | 柳ヶ浦  | 無     |    |
| 2  | ごみ焼却センター    | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 清掃事業局<br>業務第二課 | 昭和57年3月31日 | 2,150.00              | 鉄骨鉄筋コンクリート | 高家   | 無     |    |
| 3  | 不燃物処理場      | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 清掃事業局<br>業務第二課 | 昭和57年6月30日 | 1,260.00              | 鉄骨鉄筋コンクリート | 安心院  | 無     |    |
| 4  | 剪定枝葉リサイクル施設 | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 商工振興課          | 平成13年3月1日  | 51.00                 | コンクリートブロック | 糸口   | 無     |    |
| 5  | 糸口山失対プラント   | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 土木課            | 平成6年1月1日   | 109.00                | 軽量鉄骨造      | 糸口   | 無     |    |

## 【施設配置図】

※施設の位置関係を表すもので、実際とは異なります

| 番号 | 施設名称        |
|----|-------------|
| 1  | 環境衛生センター    |
| 2  | ごみ焼却センター    |
| 3  | 不燃物処理場      |
| 4  | 剪定枝葉リサイクル施設 |
| 5  | 糸口山失対プラント   |



## (2) 利用状況

施設の利用者の範囲を概ね下記のとおりに分類しています。また、施設の利用者数を年度ごとに把握できる範囲で記載しています。

### 【凡例】

| 施設の利用範囲 |                       |
|---------|-----------------------|
| 広域      | 一つの自治体の範囲を超えて利用者のいる場合 |
| 全域      | 自治体の全体を対象             |
| 地区      | 自治体の特定の区域             |
| 住区      | 最も利用者の狭い範囲            |

| 施設の利用者数 |                             |
|---------|-----------------------------|
| 〇〇人     | 把握しがたい場合は地区の人口等、概数を記載しています。 |
| -       | 利用者なし、不明、把握が困難              |

## (2) 利用状況

| 番号 | 施設名称        | 運営     | 施設の<br>利用範囲 | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(H31) |
|----|-------------|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1  | 環境衛生センター    | 直営     | 全域          | 13,800人   | 13,365人   | 12,761人   | 12,266人   |
| 2  | ごみ焼却センター    | 直営     | 全域          | 5,173人    | 10,085人   | 11,245人   | 11,253人   |
| 3  | 不燃物処理場      | 直営     | 全域          | 2,059人    | 1,973人    | 2,064人    | 1,739人    |
| 4  | 剪定枝葉リサイクル施設 | 一部事務委託 | 全域          | 1,060件    | 1,079件    | 1,132件    | 1,154件    |
| 5  | 糸口山失対プラント   | 直営     | 全域          | 48人       | 48人       | 48人       | 48人       |

### (3) 施設の状態

対象となる施設の躯体及び設備の概況について、直近の定期点検の結果や日常業務における管理状況を参考に、把握できる範囲で下記のとおり分類して記載しています。

#### 【凡例】

| 耐震化状況 |                             | 躯体の評価基準 |                            | 設備の評価基準 |                                     |
|-------|-----------------------------|---------|----------------------------|---------|-------------------------------------|
| ○     | 対応済み                        | A       | おおむね良好                     | A       | 設備を設置・更新してから20年未満                   |
| △     | 対応中                         | B       | 部分的に劣化(安全上・機能上、問題なし)       | B       | 設備を設置・更新してから20年以上40年未満              |
| ×     | 未対応                         | C       | 広範囲に劣化(安全上・機能上の不具合発生の兆しあり) | C       | 設備を設置・更新してから40年以上                   |
| -     | 未調査、不明、把握が困難、耐震化対象となる棟がない施設 | D       | 早急な対応が必要(安全上・機能上、問題あり)     | D       | 経過年数にかかわらず、著しい劣化事象がある(又は存在すべき設備がない) |
|       |                             | -       | 不明、把握が困難                   | -       | 不明、把握が困難                            |

## (3) 施設の状態

| 番号 | 施設名称        | 耐震化状況 | 躯体の評価 | 設備の評価 | 施設の状態、点検方針   |
|----|-------------|-------|-------|-------|--|
| 1  | 環境衛生センター    | △     | B     | B     | 処理施設は、数度の増改築を経て現在に至っており、新耐震基準以前に建設された施設と混在している。運転に支障が出ないよう、日々点検・管理をしていく。 |
| 2  | ごみ焼却センター    | -     | B     | B     | 施設、設備共老朽化が進んでいるが、通常整備のほかに費用対効果を見ながら必要な修繕を行っている。                          |
| 3  | 不燃物処理場      | -     | B     | B     | 施設、設備共老朽化が進んでいるが、通常整備のほかに費用対効果を見ながら必要な修繕を行っている。                          |
| 4  | 剪定枝葉リサイクル施設 | ○     | B     | B     | 一部劣化している箇所も見受けられるが、利用には支障なし。今後、適切に点検・管理していく。                             |
| 5  | 糸口山失対プラント   | ○     | B     | B     | 職員による目視点検  |

#### (4) 施設の管理・運営に要する経費

人件費、光熱水費、修繕費、指定管理導入施設にあつては指定管理料など、施設・建物等の管理・運営に要した経費の総額を把握できる範囲で記載しています。

#### 【凡例】

| 施設の管理・運営に要する経費 |               |
|----------------|---------------|
| -              | 経費なし、不明、把握が困難 |

## (4) 施設の管理・運営に要する経費

(千円)

| 番号 | 施設名称        | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(H31) | 備考                  |
|----|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 1  | 環境衛生センター    | 209,641   | 217,853   | 215,584   | 235,923   | し尿処理費・施設改修事業費の決算額   |
| 2  | ごみ焼却センター    | 226,552   | 245,323   | 250,333   | 282,720   | 施設運転業務委託費、光熱水費、修繕料等 |
| 3  | 不燃物処理場      | 23,764    | 25,213    | 27,668    | 22,989    | 人件費、光熱水費、修繕料等       |
| 4  | 剪定枝葉リサイクル施設 | -         | -         | -         | -         |                     |
| 5  | 糸口山失対プラント   | 27        | 5         | 5         | 5         |                     |



## 第3章 施設区分別マネジメント方針

○各施設の役割や現状と課題をふまえ、今後の施設の管理方針や対策、取組の方向性を記載しています。



## (1) 施設の役割

### ①宇佐市環境衛生センター

宇佐市環境衛生センターは市民の生活環境向上を目指し、し尿処理施設として設置され、市内の一般家庭や事業所から搬入される汲取りし尿、合併浄化槽及び農業集落排水から搬入される汚泥の処理を行っています。

### ②宇佐市ごみ焼却センター、③不燃物処理場

市内の一般家庭から生じた廃棄物のほか事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物を適正に焼却処理することを目的に、可燃ごみの処理施設として宇佐市ごみ焼却センターを、不燃ごみの処理施設として宇佐市不燃物処理場を設置しています。

## (2) 現状と課題

### ①宇佐市環境衛生センター

○直近の施設改造工事から20年以上が経過しており、施設に設置された設備機器の老朽化に伴い整備費用が年々増加傾向にあります。

○施設は、数度の増改築を経て現在に至っており、新耐震基準以前に建設された施設と混在しています。

○共下水道地域の拡大により汲取りし尿の搬入量は減少傾向にありますが、浄化槽の普及により浄化槽汚泥の搬入量が増加しているため受入施設への負荷が年々高まっています。

### ②宇佐市ごみ焼却センター

○施設は昭和57年の竣工から38年が経過し、建屋・機械設備ともに老朽化が顕著になっています。

○毎年度、焼却炉やごみピットクレーン、燃焼設備等のオーバーホールを行っているが、老朽化が著しいため突発的な機械の故障が多く発生しています。

### ③不燃物処理場

○施設は昭和57年の竣工から38年が経過し、建屋・機械設備ともに老朽化が顕著になっています。

○毎年度、破碎機設備等のオーバーホールを行っていますが、最終処分場の浸出水処理施設を含め老朽化が著しいため突発的な機械の故障が多く発生しています。

### (3) 今後の施設のあり方

#### ①宇佐市環境衛生センター

汲取りし尿、合併浄化槽及び農業集落排水から搬入される汚泥を適切に処理することは市の固有の事業であるため、上下水道課と連携を図りつつ、計画的に整備を行い施設の維持管理に努めます。

#### ②宇佐市ごみ焼却センター、③不燃物処理場

市民生活に支障が起きないように、故障による設備機器の修繕については迅速に対応していきます。

広域3市(宇佐市、豊後高田市、国東市)による新施設(クリーンセンター)の供用開始が令和7年度中の予定であることから、新施設が供用開始となれば現施設は廃止となります。

ただし浸出水処理施設を含む埋立処分場(不燃物処理場)は、新施設の破碎残渣を受け入れる最終処分場になる計画です。

現施設は令和6年度まで予算の費用対効果を考慮しながら、オーバーホール等の整備・修繕を行い施設の維持に努めていきます。

### (4) 施設の維持管理コストの縮減及びPPP(官民連携)の推進

施設の改修時期に合わせて省エネ化を進めるとともに、指定管理者制度や包括外部委託をはじめとしたPPPの積極的な導入により、維持管理コストの縮減を図ります。

### (5) 施設の最適化

施設の更新は既存施設の規模の範囲内とし、新たに施設を設置する必要が発生した場合は、既存施設の整理(複合化・多機能化など)を前提に検討します。なお、施設の大規模改修や更新をする際には、多様な利用者を考慮しユニバーサルデザインに配慮します。

## (6) 施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針

### ○施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針の考え方

- (1) 施設の今後の在り方について庁内で検討を行い、計画期間(～2025年)における、施設の管理方針を下記のとおり分類して記載しています。
- (2) 計画期間中に取組がある場合は開始予定年度を記載しています。
- (3) 計画期間後(2026年～)に検討等する場合は、「次期計画」と記載しています。
- (4) 管理方針については、あくまで今後の施設の在り方の検討にあたり、その方向性を示すものであり、具体的な事業の実施等については未確定です。
- (5) 具体的な施設の在り方の検討にあたっては、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民と情報共有し合意形成を図りながら、今後検討していきます。

### 【凡例】

|       |  |
|-------|--|
| 現状維持  | 計画期間中、該当施設の管理方針については現状維持とします。                      |
| 更新    | 該当施設について、縮減、集約化・統廃合、複合化、広域化、等を視野に、施設の更新を検討します。     |
| 検討する  | 該当施設について、用途変更、移管・譲渡、貸付・売却、民間活用、等も視野に、施設の在り方を検討します。 |
| 廃止・解体 | 該当施設について、廃止、解体等も視野に、施設の在り方を検討します。                  |

## (6) 施設の現況をふまえた、今後の施設の管理方針

| 番号 | 施設名称        | 施設の管理方針 | 開始年度     | 施設の管理方針に係る内容   |
|----|-------------|---------|----------|--|
| 1  | 環境衛生センター    | 更新      | 次期計画     | 公共下水道区域の拡大により汲取りし尿の処理量は減少傾向にあるが、汲取りし尿、合併浄化槽及び農業集落排水処理施設から搬入される汚泥を適正に処理することは市の固有事業であるため、上下水道課と連携を図りつつ、計画的に整備を行い施設の維持管理に努める。 |
| 2  | ごみ焼却センター    | 更新      | 2024(R7) | 近隣3市による広域処理施設の計画が令和7年度中の供用開始を目標に進んでおり、新施設が供用開始となれば、現施設は廃止される。  |
| 3  | 不燃物処理場      | 更新      | 2024(R7) | 近隣3市による広域処理施設の計画が令和7年度中の供用開始を目標に進んでおり、新施設が供用開始となれば、現施設は廃止されるが、浸出水処理施設を含む埋立処分場は、新施設の破碎残渣を受け入れる最終処分場になる計画である。                |
| 4  | 剪定枝葉リサイクル施設 | 現状維持    |          | 計画期間中、該当施設の管理方針については現状維持とします。  |
| 5  | 糸口山失対プラント   | 現状維持    |          | 市内全域の市道の補修の為に、碎石等補修材のストック、再利用品のストックに必要である。   |

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

### ○施設の今後の対策・取組予定の内容の考え方

- (1) 施設の今後の在り方について庁内で検討を行い、今後の施設の管理方針をふまえた対策や取組予定、対策費用の概算額について記載しています。
- (2) 概算額の計上にあたっては公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)の試算も参考にしています。
- (3) 対策内容や概算額については、その方向性や対策費用の目安であり、事業の実施や予算措置、詳細な費用等については全て未確定です。
- (4) より具体的な施設の在り方の検討にあたっては、「宇佐市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民と情報共有し、合意形成を図りながら、検討していきます。

### 【凡例】

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 検討開始  | 施設の今後の在り方や対策・取組内容について検討、調査、準備します。 |
| 大規模改修 | 建設後30年以上50年までの施設等で大規模な改修を検討します。   |
| 改修    | 大規模改修以外の建物・設備の更新、改修を検討します。        |
| 複合化   | 施設の更新、改修等にあたって、他の施設との複合化施設を検討します。 |
| 民間活用  | 民間委託や指定管理の導入等を検討します。              |
| 廃止・解体 | 施設の廃止・解体を検討します。                   |
| -     | 現状維持や実施事項未定の場合。                   |

## (7) 施設の今後の対策・取組予定の内容

※今後の対策・取組予定の目安となる時期ならびに事業の概算額を記載しており、事業の実施については未確定です

| 番号 | 施設名称        | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 概算額   | 実施内容等  |   |
|----|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|--|---|
| 1  | 環境衛生センター    | 改修       |          |          |          |          |       | 20,150万円   | 各機器の処理能力の回復並びに延命化を図る                        |
| 2  | ごみ焼却センター    | 改修       |          |          |          |          | 廃止・解体 | 70,000万円   | 新施設が稼働となるまでの間、現施設のごみ処理能力を維持する               |
| 3  | 不燃物処理場      | 改修       |          |          |          |          |       | 32,500万円   | 新施設が稼働となるまでの間、現施設のごみ処理能力を維持し、最終処分場の設備を更新する。 |
| 4  | 剪定枝葉リサイクル施設 | -        | -        | -        | -        | -        | -     | 必要に応じて建物・設備の更新、改修。維持補修、小規模修繕を行います。<br>なお、施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。 |   |
| 5  | 糸口山失対プラント   | -        | -        | -        | -        | -        | -     | 施設のあり方、実施内容等については継続的に検討します。  |   |



